

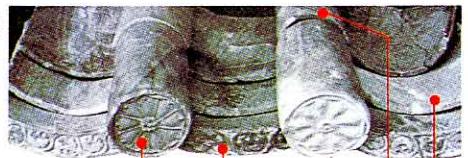
●出土した屋根瓦



複弁蓮華文 (関和久遺跡出土)

●屋根瓦の名称

関和久官衙遺跡の瓦



軒丸瓦：丸瓦の先端に取りつけ、軒先を種々の文様で飾った。
軒平瓦：平瓦の先端に文様をつけ軒先を飾った。

掘り込み地業を伴う礎石建物は瓦葺であることは、1700余点の瓦片の出土によって裏付けられます。

このような倉は、長期備蓄用の不動倉とみることができます。

ここからの出土焼粋の鑑定結果、米粒のまわりを糠が厚く覆い、超古米の状態にあったことからもわかります。

17郷から成る白河郡には、規定によって大領など上級官領6人、下級職員94人の他、徵税人が郷別に7人（計119人）がいました。律令政治の出先機関として、かれらが班田農民から1反歩当り（現在の360坪）2束2把（1束は現在の4合）の租をはじめとする徵税の徹底に従事し、その拠点が、郡衙の正倉院なのであります。

●大化元年(645年)の律令国家

国…全国66、福島県は陸奥の国、国賀は多賀城
郡…福島県域には、白河・岩瀬・安積・信夫

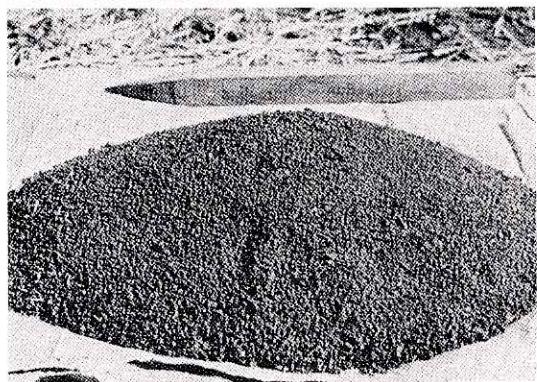
・会津など10郡が置かれ、白河郡は、陸奥・出羽・両国では唯一の大郡であった。

（白河郡は、今日の行政区では、白河市・西白河郡・東白河郡・石川郡の1市6町11村である。）この郡を統括する責任者を「大領」と呼んだ。

郷…白河郡には、関平村・泉崎村・北平山村・踏瀬村・太田川村など17の郷があり、白河郡衙はそれを統括した。

以上は、「図説福島の歴史」と一部福島県教育委員会発行「関和久遺跡」より収録しました。

●出土した焼粋



炭化米

出舉の際の稲の貸与、徵収には穎稻が用いられ、利息にあたる利稻は役所の諸経費にあてられた。穀倉は長期保存のため高床なのに、屋は短期に出し入れをするために土間の屋をあてていました。



第二次発掘